

国民健康保険の加入手続き

●会社を退職して職場等の健康保険に加入しないときは、14日以内に手続きが必要です

職場等の健康保険に加入されていた方が退職した場合、以下の①～③のいずれかの健康保険に加入が必要です。①・②のどちらにも加入されない場合は、③の国民健康保険へ必ず加入しなければなりません。国民健康保険への加入の手続きは会社等では行いませんので、必ずご本人、世帯主もしくは住民票上同一世帯の方が手続きをしてください。

- ①退職した職場等の健康保険を継続する。（任意継続制度）
- ②お勤めされているご家族の方の健康保険の被扶養者になる。
- ③国民健康保険に加入する。

※①・②については、加入できる条件がありますので、それぞれの職場等にご相談ください。

●加入手続きができる方

国民健康保険に加入されるご本人、世帯主もしくは住民票上同一世帯の方

※住民票上の世帯が異なる方が手続きをする場合は、委任状が必要です。

※病気等で窓口に来られない方は郵送でも手続きが可能です。下記問い合わせ先にご連絡ください。

●加入手続きに必要なもの

- ①職場の健康保険に加入されていた方全員分の資格喪失証明書（原本）

※離職票では健康保険の資格喪失日が確認できませんので証明書を発行してもらってください。

- ②保険料の口座振替に登録する金融機関の預金通帳・銀行届出印

- ③委任状（住民票上の世帯が異なる方が手続きをする場合）

- ④雇用保険受給資格者証（保険料が軽減される方）

※退職理由が倒産・解雇・雇い止めなどの場合、保険料が軽減されることがありますので、下記までお問い合わせください。

- ⑤世帯主と加入する方のマイナンバー（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード）

- ⑥窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など）

●加入手続きが遅れると・・・

職場等の健康保険を喪失した日（退職日の翌日）まで遡って国民健康保険に加入しますので、保険料も遡って納めていただきます。また、その間の医療費は、やむを得ない理由がある場合を除き、全額自己負担となります。このようなことがないように、加入の手続きは早めに行ってください。

様式は長門市ホームページからダウンロードできます

長門市ホームページ（トップページ）＞健康・福祉＞保険＞国民健康保険＞様式ダウンロード

<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/site/kokuho/2175.html>

問い合わせ先

長門市役所総合窓口課
保険管理班

TEL 0837-23-1130

FAX 0837-22-8399